

「行政不服申立制度の改革方針に関する論点整理（第2版）」に関する意見提出様式

氏名・団体名 東京青年税理士連盟 会長 池田 充
職業（所属・勤務先）税理士の団体
住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 代々木ビルン401号
電話番号 (03) 3356-2916
メールアドレス tokyoaz@wmail.plala.or.jp
(団体の場合は担当者名もご記入ください)

該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

16頁 **改革方針に定めなし**

個別法により第三者的裁決機関等が置かれている場合における審理官による審理手続との関係の整理

意見内容

税務分野では、個別法で、国税不服審判所を国税庁の組織として置かれているが、財務省・国税庁から独立した機関とすべきである。

理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

現在、税務分野では、国税庁の機関として審査請求事案の専門的審理機関である国税不服審判所が置かれている。審判官の身分は、通常の税務職員と同様、税務行政官（財務事務官）である。審判官の任期を終えると、外部登用以外の者は、各税務署の署長・副署長、国税局職員などに転出している。このように、審査の当事者へ戻ることが予定されている審判官に独立した公正な判断が保障されているとは言い難い。

また、国税不服審判所長には、国税通則法 99 条により一定の場合には国税庁長官からの指示権が規定されており、通達等とは異なった判断はあまり期待し得ない。

このような中、国税不服審判所は第三者的裁決機関とされているが、独立性が制度上及び運用上、担保されているかは疑問がある。このような制度では、真に納税者の正当な権利利益の救済を図ることはできない。

よって、国税不服審判所は財務省・国税庁とは独立した機関とすべきであり、例えば、内閣府の組織に置くべきである。

(必要に応じて、記入欄を伸ばしてご対応ください)

ご意見お寄せいただき、ありがとうございました。